

香川県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

香川県議会議長 松原 哲也

## 香川県議会規則第1号

香川県議会会議規則の一部を改正する規則

香川県議会会議規則（昭和31年香川県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠席の届出)</p> <p>第16条 議員は、公務、疾病、出産<u>（配偶者の出産を含む。）</u>、育児、介護、<u>看護</u>その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(秘密会)</p> <p>第50条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場<u>及び傍聴席</u>の外に退去させなければならない。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第16条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(秘密会)</p> <p>第50条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。</p> <p>2～4 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。